

N E D O 産業技術実用化開発助成事業における  
新たな労務費算定方法について

福田泰和, ○坂本 満, 渡辺晶子 (N E D O)

## 1. はじめに

N E D O 技術開発機構は、公的研究資金に基づく産業技術政策の実施機関として、科学技術創造立国の実現を目指して、情報通信、ナノテク、材料開発、製造技術、ライフサイエンスなどの産業技術やエネルギー・環境の分野において、様々な研究開発をトータルコーディネートしている。

「成果を挙げるN E D O」として、技術動向・産業動向、政策動向を踏まえて中長期・ハイリスクの研究開発プロジェクトを推進するとともに、競争的環境下で研究開発のアイデアを公募し、優れた提案を支援することにより、将来の産業の「核」となる民間企業や大学等の有望な技術シーズを発掘し、あるいは、民間企業や産学連携のフォーメーションによる大学における実用化研究開発を促進している。

加えて、「使いやすいN E D O」としていくため、研究開発の実施事務の簡素化等を進めていくことが、研究開発そのものの効率的な推進を確保する上で重要である。

N E D O 技術開発機構では、今年度も様々な業務改善を進めているところであるが、その一環として、民間企業の実用化研究開発を支援する「産業技術実用化開発助成事業」において、個々の研究者の事務処理を軽減し、より一層研究開発に専念できることを目的として、新たな労務費算定方法を今年度から導入することとした。本方法は、個々の研究者が「従事日誌」をつける必要のある従来の労務費の算定方法から、企業会計上の実績に基づき、労務費を定率化するものである。

本書では、労務費の定率化の試行的適用の実績を分析し、今後の展開と論点を検討した。

## 2. 労務費に関する問題意識

これまで、研究開発費のうち、平均3割程度を占める労務費については、従事日誌上の労務時間に個々の研究者の「労務費単価」を乗じて労務費を計算していた。

「労務費単価」については、個人の前年度の所得を実労働時間で割って算出するという手法を執っていたため、計算間違いが頻発し、極めて煩雑かつ非効率な状況であった。これを解決するため、「健康保険等級から労務費単価を算定する方法」を、委託事業は平成14年度、助成事業は平成15年度より導入した。健康保険等級から自動的に単価が判るようにしたものであり、年俸制で契約している研究者についても、これに準じて行えるよう事務処理の簡素化を行った。本方法については、委託先及び助成先から高く評価されており、中小企業基盤整備機構も追隨しているところである。

「労務日誌」の扱いについては、年俸契約、裁量労働制等の成果主義が我が国の企業に導入されつつある中で、「何月何日の何時何分から何時何分まで研究した」ということを個別の研究者ごとに、記録して労務費を算定するということの妥当性やが課題となってきた。事実、多くの企業から「研究者に時間を細かく記録させることは、研究現場の士気を低下させる」などの指摘もあった。

### 3. 労務費の定率化

労務費に関する問題意識を踏まえ、「産業技術実用化開発助成事業」の新規採択案件について、以下に示す労務費の定率化を試行的に適用することとした。

- ①直近年度の「研究開発労務費比率（研究開発費に占める労務費の％）」と「20％」のうち、「いずれか低い方」を「研究開発労務費比率（r）」とし、このrをベースに労務費（L）を算出。
- ②「研究開発労務費比率」の算定は、助成金の申請に係る申請者自体の開発体制を包含する「組織上の会計単位」とする。例えば、研究所や事業部の開発部門等が相当。中小企業やベンチャー企業の場合などは「全社」がベースとなる場合もある。

$$\text{労務費 (L)} = \text{労務費以外の事業費 (E)} \times r / (1 - r)$$

ただし、「社の歴史が浅い」「業態が頻繁に変化する」「経理システムの構成上、上記の数値算出が簡単にできない」等の事情を有する企業に関しては、労務日誌方式を採用するが、その場合でも労務費比率は20％を上限とする。

また、申請時に「健康保険等級から労務費単価を算定する方法」を用いて算出した労務費が、rを用いて算定される労務費を下回る場合も労務日誌方式を採用する。その場合でも労務費比率は20％を上限とする。

#### (1) 用語の定義

##### 「研究開発費」:

企業会計審議会が平成10年3月31日に公表し、平成11年（1999年）4月1日以降適用されている、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」に従うものとする。新会計基準によると、研究開発費は、「研究」と「開発」に区分され、次のように定義されている。

「研究」とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。

「開発」とは、新しい製品・サービス・生産方法についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化する事をいう。」（基準一、定義1）

よって、研究開発費とは、「新製品の計画・設計または既存製品の著しい改良等に発生する費用」をいう。例えば、製造現場で行われる改良研究であっても、それが明確なプロジェクトとして行われている場合には、開発の定義における「著しい改良」に該当する。一方、恒常的に行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動は、研究開発には含まれない。

##### 「研究開発費に占める労務費」:

当該法人において、助成事業の属する「組織上の会計単位」に直接費として集計された労務費をいう。研究員の給料・賞与の他に、退職給付繰入額、法定福利費、福利厚生費等を含むものである。

## (2) 労務費比率実態

本方法の試行にあたり、「産業技術実用化開発助成事業」における過去の実績を調査した結果、労務費の割合は30%弱であった。また、総務省の公式統計に拠れば、企業の研究部門に占める人件費比率（法定福利厚生費や研究所の総務・経理部門の人件費を含む）は、40%強であった。

これらの調査結果を総合的に勘案し、研究開発労務費比率（ $r$ ）の上限値を「20%」とした。

## (3) 労務費の上限値

研究開発労務費比率（ $r$ ）は、「産業技術実用化開発助成事業」を実施する組織を含む会計単位の実績値から算出するため、当該助成事業の労務費比率を代表する値と考えられ、助成事業全体としては、 $r$ に20%の上限値を設けることにより、過払いの蓋然性は低いと想定される。しかしながら、個別の助成事業についての過払いの蓋然性が低いとまでは判断できないため、試行においては、申請時に「健康保険等級から労務費単価を算定する方法」を用いて積算した労務費によって近似できると考えられるため、当該近似値が研究開発労務費比率（ $r$ ）を用いて算出された労務費よりも上回った場合には、労務費比率方式による労務費の過払いの蓋然性は低いと判断することができると考えられる。ただし、個別の研究課題において労務費比率は異なる。

一方、当該近似値が研究開発労務費比率（ $r$ ）を用いて算出された労務費を下回る場合には、過払いの恐れがあると推定されるため、労務費比率方式を採用せず、従来の労務日誌方式を採用することとした。

## 4. 労務費比率方式の適用の実績

労務費比率方式を、民間企業の実用化研究開発を支援する「産業技術実用化開発助成事業」の平成17年度第一回公募（公募期間：平成17年2月4日～4月6日）から適用を開始した。当該公募による採択事業は7月1日から開始したところである。

試行にあたり、約20社の企業（超大手、中堅、中小、ベンチャー等）から、実務面についての意見を聴取し、企業会計から研究開発労務費比率（ $r$ ）を算出することが可能であるとの回答を得ていた。

平成17年度「産業技術実用化開発助成事業」第一回公募における 新たな労務費算定方式の適用の実績	
34社の助成先企業のうち	
■労務費比率算出可能	
うち、①新方式導入	17社（50%）
②従事日誌方式	11社（32%）
■労務費比率不可能	5社（15%）
■労務費を未計上	1社（3%）

結果は上記のとおりであり、「社の歴史が浅い」等ため労務費率（ $r$ ）の算出ができなかった社は5社（15%）あったが、そもそも企業会計システム上の問題等により労務費比率の算出が困難なケースはなく、29社は労務費比率（ $r$ ）の算出を行った。

一方、労務費比率を算出した企業29社のうち、11社は健保等級労務費単価を用いて算出した労務費が研究開発労務費比率（r）を用いて算出された労務費を下回ったため、労務日誌方式を採用することとなった。

労務費比率（r）を算出した際に用いた企業会計単位の状況		
rを算出する際に用いた企業会計単位		助成事業の研究組織との同一性
■ 全社	7社	うち3社が同一
■ 研究所、開発センター等	9社	うち2社が同一
■ 事業部、生産本部、開発本部、技術本部等	8社	うち2社が同一
■ 研究部、技術開発部、研究グループ等	4社	うち2社が同一

rを算出に用いた「組織上の会計単位」は、①全社から②研究所、開発センター等、③事業部、生産本部、開発本部、技術本部等、④研究部、技術開発部、研究グループ等に至るまで、様々であるが、①全社の会計単位を用いた企業はベンチャーが多く④研究部、技術開発部、研究グループ等の会計単位を用いた企業は大企業が多い傾向が見られ、また、①及び④では、会計単位と助成事業を実施する研究組織とが同一である割合が多い傾向が見られる。

## 5. 今後の展開と論点

今後、中間調査等の機会を通じて、研究開発労務費比率（r）の算出方法の確認を行い、算出方法の妥当性を確認するとともに、より分かりやすい算出方法の説明方法等について検討を行う予定である。

また、健保等級労務費単価を用いて算出した労務費が研究開発労務費比率（r）を用いて算出された労務費を下回る場合に労務日誌方式を採用するという試行的な措置の妥当性についても、労務日誌の廃止を拡大していくという目標も見据えつつ、実態調査を行い、今後の対応について検討を深めていく予定である。

## 6. 参考文献

- [1] 平成17年度第2回「産業技術実用化開発助成事業」「研究開発型ベンチャー技術開発助成事業（単独申請型、コーディネータ参加コンソーシアム型）」「次世代戦略技術実用化開発助成事業」に係る助成対象事業の募集について -新たな労務費算定方式について-
- [2] NEDOの研究開発助成の労務費固定化の可能性に関する報告書（調査受託者及び調査実施者 早稲田大学アジア太平洋研究センター 教授・商学博士 松田修一）